

豊中市障害者就労事業所認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）に準ずる者（以下「障害者就労事業所」という。）の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とするものとする。

(認定対象者)

第2条 障害者就労事業所として認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊中市内に主たる事務所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する団体であること。
- (2) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (3) 豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第90条の4に規定する資格（以下「豊中市業者登録」という。）の認定を受けていること。
- (4) 次に定める要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成24年政令第22号。）第1条で定めるもの
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第27条の規定により大阪府知事から障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人
 - ウ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定対象者としな

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 手形又は小切手の不渡事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 申込日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税又は社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）を滞納している者。ただし、申込時までに完納した場合は、この限りではない。

(認定の申込)

第3条 認定対象者は、障害者就労事業所として認定を受けようとするときは、障害者就労事業所認定申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申込するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申込があったときは、あらかじめ、2名の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、適当と認めたときは障害者就労事業所として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定したときは障害者就労事業所認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは障害者就労事業所認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申込をした認定対象者に通知するものとする。

（認定期間）

第5条 前条第1項の規定により障害者就労事業所として認定を受けた認定対象者（以下「認定団体」という。）の認定期間は、豊中市業者登録の認定期間に準ずる。ただし、豊中市財務規則第90条の4第1項の手続きを経て翌年度4月1日より引き続き認定を受けた場合は、引き続き認定の末日まで有効期間を延長するものとする。

（認定要件の確認）

第6条 認定団体は、その認定期間中に、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

（変更承認）

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに障害者就労事業所変更承認申込書（様式第4号）により市長に申し、その承認を受けなければならない

- （1）認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- （2）第2条第1項各号に掲げる内容に変更があったとき。

2 市長は、前項の申込があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、所定の豊中市障害者就業支援団体変更承認（否認）通知書により当該申込をした認定団体に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- （1）第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （2）第2条第2項第1号から第3号までに該当したとき。
- （3）偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- （4）認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の障害者就労事業所認定取消通知書により当該認定団体に通知するものとする。

（庶務）

第9条 この要綱に関する事務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月17日から実施する。
- 2 改正後の豊中市障害者就労事業所認定事務取扱要綱第5条の規定は、この要綱の実施の際現に障害者就労事業所の認定を受けている者についても適用する。

様式第1号（第3条関係）

| | |
|-------|------|
| 受 付 印 | 受付番号 |
| | |

豊中市障害者就労事業所認定申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

（申込者） 所在地 豊中市
 団体名
 代表者 職・氏名

豊中市障害者就労事業所の認定を受けたいので、豊中市障害者就労事業所認定事務取扱要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり認定を申込します。なお、この申込書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

1 認定申込団体の概要

| | |
|---------------|----------|
| (フリガナ) 団体名 | |
| | |
| 代表者 職・氏名 | |
| (フリガナ) 所在地 | トヨナカシ |
| | 〒 豊中市 |
| 連絡先電話番号 | () — |
| 連絡先FAX番号 | () — |
| 記入担当者 職・氏名 | |
| 団体の事業概要 | |

2 団体の構成員

| No. | 構成員の種別 | 氏名 | 生年月日 | 住所 |
|-----|--------|----|----------------|----|
| 1 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 2 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 3 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 4 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 5 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 6 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 7 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 8 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 9 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 10 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 11 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 12 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 13 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 14 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 15 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 16 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 17 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 18 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 19 | | | T・S・H 年 月 日 | |
| 20 | | | T・S・H 年 月 日 | |

3 添付書類

| No. | 添付書類の内容 | 添付の有無 |
|-----|---|-------|
| 1 | 定款，寄附行為，会則，活動方針又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 2 | 法人登記簿謄本又は登記事項証明書 | 有 ・ 無 |
| 3 | 印鑑証明書 | 有 ・ 無 |
| 4 | 事業計画書（※認定申込日が属する年度のもの）又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 5 | 事業実績等報告書（※認定申込日が属する年度の前年度のもの）又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 6 | 収支計算書（※認定申込日が属する年度の前年度のもの）又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 7 | 貸借対照表（※認定申込日が属する年度の前年度のもの）又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 8 | 監査報告書（※認定申込日が属する年度の前年度のもの）又は 類する書類（ ） | 有 ・ 無 |
| 9 | 市町村税に係る納税証明書 | 有 ・ 無 |
| | 都道府県税に係る納税証明書 | 有 ・ 無 |
| | 国税に係る納税証明書 | 有 ・ 無 |
| 10 | 社会保険料等納入確認（証明）書 | 有 ・ 無 |
| 11 | その他市長が必要と認める書類 （ ） | 有 ・ 無 |

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

認定番号第 号

様

豊中市長

豊中市障害者就労事業所認定通知書

年 月 日付の豊中市障害者就労事業所認定申込については、豊中市障害者就労事業所認定事務取扱要綱第4条第1項の規定により、「豊中市障害者就労事業所」として認定することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

| | |
|---------|--|
| 認定年月日 | |
| 認定の有効期限 | |
| 認定条件 | |

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

豊中市長

豊中市障害者就労事業所認定却下通知書

年 月 日付けの豊中市障害者就労事業所認定申込については、認定しないこととしたので、豊中市障害者就労事業所認定事務取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------|--|
| 認定却下理由 | |
|--------|--|

豊中市障害者就労事業所変更承認申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

（申込者） 所在地 豊中市
団体名
代表者 職・氏名

年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた豊中市障害者就労事業所の認定について、下記のとおり変更しますので豊中市障害者就労事業所認定事務に関する規程第7条第1項の規定により、承認申込書を提出します。

記

| | |
|-------|--|
| 変更年月日 | |
| 変更の内容 | |
| 変更理由 | |